## 公益財団法人秦野市スポーツ協会評議員選定委員会運営規程

(目的及び意義)

- 第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会(以下「この法人」という。)の定款第11条第4項に基づき、評議員選定委員会(以下「選定委員会」という。)の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。 (所掌事項)
- 第2条 この法人の選定委員会は、評議員の選任及び解任を行う。 (選定委員会の構成等)
- 第3条 選定委員会の委員(以下「委員」という)の構成は、評議員から1名、 監事から1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員3名の合計5名 とし、理事会において選任する。
- 2 選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を選任する。ただし、再任を妨げない。
- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 3 委員会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。 (委員の任期及び改選)
- 第4条 委員の任期は、選任後評議員の改選の前日までとする。
- 2 委員の改選に当たっては、この規程に従い、理事会において新たに委員を 選任する。ただし、再任を妨げない。

(委員に欠員が出た場合の措置)

第5条 委員が欠けた場合には、速やかに、第3条の規定に基づいて、新たな 委員を選任しなければならない。

(委員の解任)

- 第6条 委員が次のいずれかに該当するときは、選定委員会の決議によって、 その委員を解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(評議員候補者の推薦)

- 第7条 選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれ ぞれ推薦することができる。
- 2 前項の推薦は、推薦状を会長に提出することにより行う。
- 3 選定委員会は、評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の残任期間とする。
- 4 前項の場合には、選定委員会は、次に掲げる事項を併せて決定しなければならない。
  - (1) 前条の規定に基づき提出された推薦状
  - (2) 評議員候補者の氏名及び経歴、選定理由、この法人及び役員等(理事、 監事、評議員) との関係、兼職状況その他の評議員候補者に関する情報
  - (3) 評議員会の権限
  - (4) 評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容 (招集通知)
- 第8条 選定委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を 記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各委員に対して通知しな ければならない。
- 2 前項の書面による通知に代えて、委員の承諾を得た電磁的方法により通 知することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく選定委員会を開催することができる。

(評議員の選任決議方法)

- 第9条 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部役員の1名以上が賛成することを要する。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、第6条に規定する委員の解任及びこの規程の改廃については、出席委員の3分の2以上をもって行わなければならない。

(決議の省略)

第10条 選定委員会の決議すべき事項の提案について、議決に加わること のできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きは、その提案を可決する旨の選定委員会の決議があったものとみなす。 (議事録) 第11条 選定委員会は、議事終了後速やかに、議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が記名押印をする。

(事務局)

第12条 選定委員会の事務局は、この法人の職員がこれに当たる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な 事項は、理事会が別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年10月18日から施行する。